破産手続廃止

平成２６年（フ）第９２号
栃木県小山市若木町２丁目９番54号
破産者　有限会社コシヅカ運送
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第１０号
千葉県茂原市木崎466番地
破産者　有限会社野島農機
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
千葉県茂原市東郷1483番地１
破産者　早川　　久
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第２５号
千葉県茂原市東茂原13番地30（サマックスリバーアイランド105）
破産者　畑中　　祥
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第１６４号
相模原市南区麻溝台1109番地１
破産者　有限会社伸和建材興業
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３号
岡山県井原市井原町291番地１
破産者　有限会社イシマル薬局
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２３４号
北九州市八幡西区馬場山東３丁目８番12―304号
破産者　三原　賢志
1　決定年月日　平成27年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１８３３号
札幌市中央区北２条西１丁目10ピア２・１７Ｆ
破産者　株式会社ＨＭカンパニー
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２９３号
仙台市若林区大和町５丁目15―11―303
破産者　株式会社リフィット
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３４号
栃木県那須塩原市東原５番地１　県営東原住宅２―24号
破産者　いずみ畳材こと　木村　裕子
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第１８９号
横浜市港北区新吉田町125番地
破産者　有限会社共栄工業
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２３９号
川崎市幸区塚越４丁目333番地147号
破産者　株式会社モン・ブーシェ
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１８号
相模原市緑区根小屋1517番地12
破産者　株式会社二本松ランドリー
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２１号
富山県高岡市戸出町１丁目５番20号
破産者　戸出物産株式会社
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１３０４号
愛知県春日井市若草通２丁目27番地１
破産者　株式会社名東建装
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６０号
名古屋市中区丸の内３丁目17番４号
破産者　株式会社ワンズウィッシュ
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６１号
名古屋市中区丸の内３丁目17番４号　第11ＫＴビル８階、商業登記簿上の本店所在地名古屋市中区上前津２丁目14番15号
破産者　株式会社エムズインターナショナル
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２９号
名古屋市中区丸の内２丁目15番28号
破産者　株式会社堀内功太郎建築設計事務所
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２０３号
名古屋市千種区高見１丁目26番９号
破産者　三陽商事有限会社
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２号
三重県松阪市櫛田町17番地５メゾン三光マンション302、前住所三重県多気郡多気町相可台19番地７
破産者　西村　仁志
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第２０１１号
大阪市旭区太子橋１丁目17番６号、商業登記簿上の本店所在地大阪府寝屋川市成田南町６番16号
破産者　有限会社田原電機工業所
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２７７号
大阪市淀川区加島３丁目３番38号
破産者　有限会社アローズ
1　決定年月日　平成27年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部